

矢作川・豊川CN推進協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、矢作川・豊川CN推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的、役割)

第2条 矢作川・豊川CN（カーボンニュートラル）プロジェクトは、愛知県における矢作川流域・豊川流域をモデルケースとし、“水循環”をキーワードに、再生可能エネルギー等の導入による国土強靱化をはじめ、森林保全・治水・水道からエネルギーまでを含め、官民連携で総合的かつ分野横断的にカーボンニュートラルの実現を目指す取組である。

協議会は、矢作川・豊川CNプロジェクトの推進のため、既存の枠組にとらわれず、分野を横断した総合的なマネジメントを実施する。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員により構成する。

- 2 会長は、愛知県知事とする。
- 3 協議会の招集及び運営は会長が行う。
- 4 会長は、会長代行を指名し、その運営をさせることができる。

(意見聴取)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(分科会)

第5条 協議会は、対策案の具体的な検討を進めるため、協議会に分科会を設置する。

- 2 設置する分科会と、その分科会の会長及び事務局は別表2のとおりとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、建設局河川課、環境局地球温暖化対策課及び経済産業局イノベーション企画課とする。

(その他)

第7条 この規約に定めのないものは、会長が必要に応じて構成員に諮り処理する。

附 則

この規約は、2022年8月1日から施行する。

この規約は、2023年9月1日から改定する。

別表 1

矢作川・豊川CN推進協議会 構成員

愛知県	知事
関係市町村	豊橋市長
	豊田市長
国等	農林水産省 東海農政局長
	経済産業省 中部経済産業局長
	国土交通省 中部地方整備局長
	環境省 中部地方環境事務所長
	水資源機構 中部支社長
経済団体	愛知県商工会議所連合会 会長
	中部経済連合会 会長
有識者	東京大学名誉教授 池内幸司
	一橋大学名誉教授 山内弘隆

別表 2

分科会の会長及び事務局

名称	分科会長	事務局
再生可能エネルギー分科会	建設局 治水防災対策監	環境局地球温暖化対策課、 建設局河川課
省エネルギー分科会	企業庁 水道部長	企業庁水道計画課、 建設局下水道課
CO ₂ 吸収量の維持・ 拡大分科会	農林基盤局 技監	農林基盤局林務課
新技術・新システム分科会	建設局 治水防災対策監	建設局河川課、水資源課、 経済産業局イノベーション 企画課